

## <地方公務員の給与決定の原則>

地方公務員法第24条

- ・均衡の原則
- ・職務給の原則
- ・条例主義

## 均衡の原則

主な考慮事項

給与水準 = 地域の民間従業員との均衡

給与制度 = 国家公務員との均衡

人事委員会

これらを考慮

報告・勧告

地方公務員の給与、勤務時間、その他の勤務条件は、地方公務員法に定められている**均衡の原則**等に基づき、決定される。人事委員会はこの原則等を考慮し、措置すべき事項について、議会と市長に報告・勧告を実施している。